

平成25年12月10日（火）

報道各社御中 ← 環境省広報室

<福島県政クラブ同時貼り出し>

（お知らせ）

双葉町における帰還困難区域モデル除染等工事 対象地域の追加について

帰還困難区域モデル除染等工事（以下「モデル事業」という。）については、浪江町（赤宇木地区、大堀地区、井手地区）、双葉町（双葉町双葉厚生病院一帯、ふたば幼稚園）において工事を開始しているところですが、このたび、地権者の了解が得られたことにより、追加データの取得のため、双葉町山田地区の双葉町農村広場を対象地域として、工事を開始しましたので、お知らせ致します。

1. モデル事業の目的

帰還困難区域における除染による線量低減効果を把握し、また、効率的・効果的な除染工法や作業員の安全を確保する方策を確立し、もって避難が長期化せざるを得ないと見込まれる地域の復興に係わる取り組みを検討するにあたっての基礎データを収集することを目的としている。

2. モデル事業の対象地域

福島県双葉郡浪江町赤宇木地区、大堀地区、及び井手地区並びに双葉町双葉厚生病院一帯、ふたば幼稚園、及び双葉町農村広場の地域のうち、生活圏及び生活圏に隣接する林縁部から森林側に概ね20m入った部分を範囲とする。

3. 今回の工事開始の日時及び場所等

1) 開始日：平成25年12月9日（月）8:00～

2) 場所

双葉町農村広場（住所：双葉町大字山田字舘腰33番地）

3) 開始日の主な作業の内容

除草、堆積物の除去、表土削り取り 等

平成25年12月10日（火）

4. その他

本事業は、浪江町（赤宇木地区、大堀地区、井手地区）及び双葉町（双葉町双葉厚生病院一帯、ふたば幼稚園）において既に工事開始しております。これについては、年内を目途に一定の結果をとりまとめることを目指しています。

また、本事業は帰還困難区域内での事業なので、現地での取材には応じられません。

<問い合わせ先>

環境省福島環境再生事務所

直通：024-573-7330

調整官：小沢 晴司

担当： 小泉 栄一

鈴木 弘之

